

## 大阪公立大学と長崎大学の包括的連携に関する協定書

大阪公立大学（以下「甲」という。）と長崎大学（以下「乙」という。）は、次のとおり教育研究の連携・協力の推進に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、感染症分野を中心に教育、研究及び人材育成などの連携・協力を、国際的な「知の拠点」から効果的に推進することにより、相互の教育及び研究の振興に資することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 教育・人材育成の相互支援に関する事項
- (2) 共同研究に関する事項
- (3) 国際連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、別途協議の上、前項に掲げる連携・協力事項を実施するために必要な事項を定めることができる。

### （実施内容等）

第3条 前条の連携・協力事項に関する具体的な実施内容は、甲及び乙で協議の上、決定するものとし、本協定の目的を達成するため、できる限り広範囲な連携が実現するよう努力するものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 2028 年 9 月 30 日までとする。ただし、期間満了 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がない場合は、本協定はさらに 1 年間有効なものとし、以後この例による。また、協定期間にいずれかにより解消の申し出があった場合、甲及び乙は協議の上、文書による合意が成立し

たときに終了する。

### （協議）

第6条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ甲及び乙が協議し、これを定める。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙各自 1 通を保有する。

2023 年 9 月 11 日

（甲）大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目 2 番 7

公立大学法人大阪 大阪公立大学

学長 

（乙）長崎県長崎市文教町 1 番 14 号

国立大学法人長崎大学

学長 